

# 「エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業(実証要件適合性等調査)」の公募について

2022年7月14日

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 国際部



# エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業



S+3E (安全性、安定供給、経済性、環境適合)の実現に資する我が国の先進的技術の海外実証を通じて実証技術の普及に結び付け、さらに、制度的に先行している海外のエネルギー市場での実証を通じて、日本への成果の還元を目指す。これらの取組を通じて、我が国のエネルギー関連産業の普及展開、国内外のエネルギー転換・脱炭素化、我が国のエネルギーセキュリティに貢献することを目的としている。

大規模ハイブリッド蓄電池システム実証(ドイツ)



10分間充電運行による大型EV バス実証(マレーシア)



可搬型蓄電池シェアリング実証 (インドネシア)



余剰バガス原料からの省エネ型セルロース糖製造システム実証(タイ)



EV行動範囲拡大実証(米国)



蓄電池の送電・配電併用運転実証 (米国)





### 最近の主な実証事業



### 欧州

#### 米州

- レドックスフロー電池(アメリカ)
- 都市間EV充電所(アメリカ)
- 省エネビル (アメリカ)
- ハイブリッドインバーター(カナダ)

- 地産地消型スマートコミュニティ(ドイツ)
- ハイブリッド蓄電池システム(ドイツ)
- 直流送電システム (イタリア)
- 空調デマンドレスポンス (ポルトガル)
- コジェネレーションシステム(ウズベキスタン)
- スマートコミュニティ (スロベニア)
- スマートグリッド(ポーランド)

#### 北東アジア

- バイオエタノール(中国)
- 省エネビル(中国)
- エネルギーマネジメントシステム(中国)

#### 中東・アフリカ

- 省エネ型排水再生システム(サウジアラビア)
- 省エネ型海水淡水化(サウジアラビア)
- 省エネ型海水淡水化・水再利用(南アフリカ)

#### インド

- 大規模太陽光発電システム
- スマートグリッド
- 製鉄所エネルギーセンター
- グリーンホスピタル

#### **ASEAN**

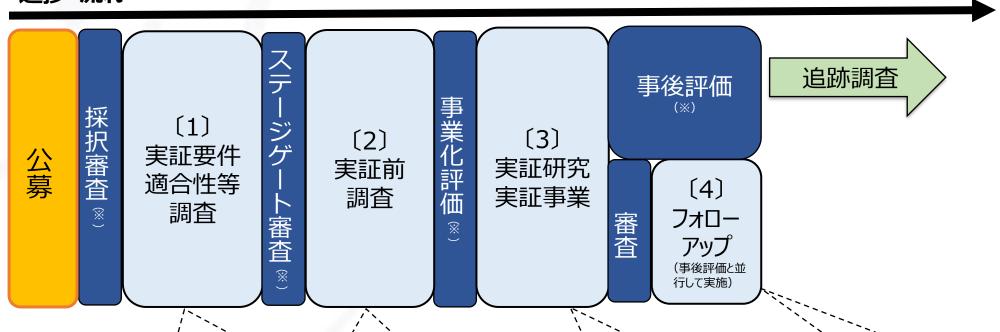
- 産業廃棄物発電(ベトナム)
- セルロース糖製造システム(タイ)
- EVバス運行システム(マレーシア)
- 新公共交通システム(フィリピン)
- 電動二輪車電池シェアリング (インドネシア)
- 圧縮天然ガス (CNG)車(インドネシア)

※NEDOの海外事務所(欧州(フランス・パリ)、中国(北京)、タイ(バンコク)、インド(ニューデリー)、米国(ワシントン、シリコンバレー))が、適宜実証をフォロー。





#### 進捗・流れ



- ・相手国のエネルギー事情、関連 政策、ビジネス環境等の調査
- •実証要素・成果目標・普及可能 性の検討
- ・実証設備の仕様
- 実証研究の詳細計画
- 実証研究後の事業計画
- ・相手国企業等との交渉
- ・実証機器・システムの製造・輸送・設置
- 実証運転

- ・見学会・セミナー・展示会の開催・参加
- 人材育成、専門家派遣 等

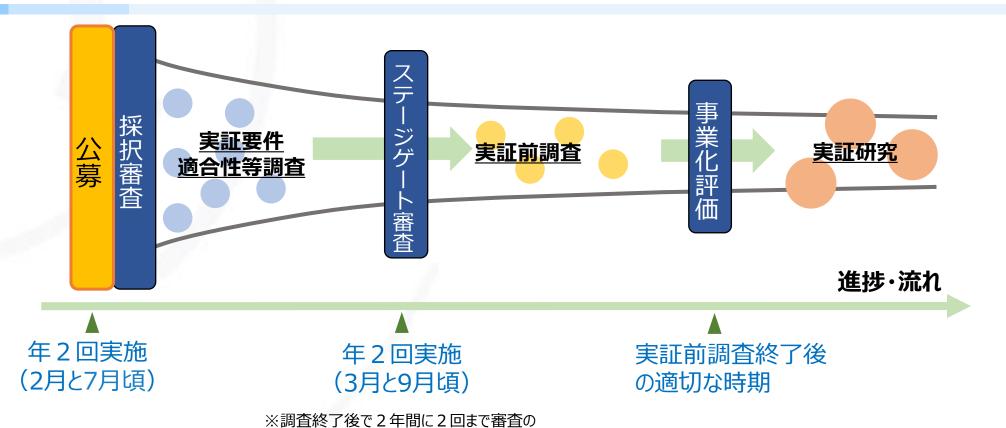
(※)は外部有識者による審査有



## 公募から実証研究までの流れ

(公募要領 P.5)





申し込み可能(2回目を受けるために追加調査が必要な場合、事業者の自己負担)。

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

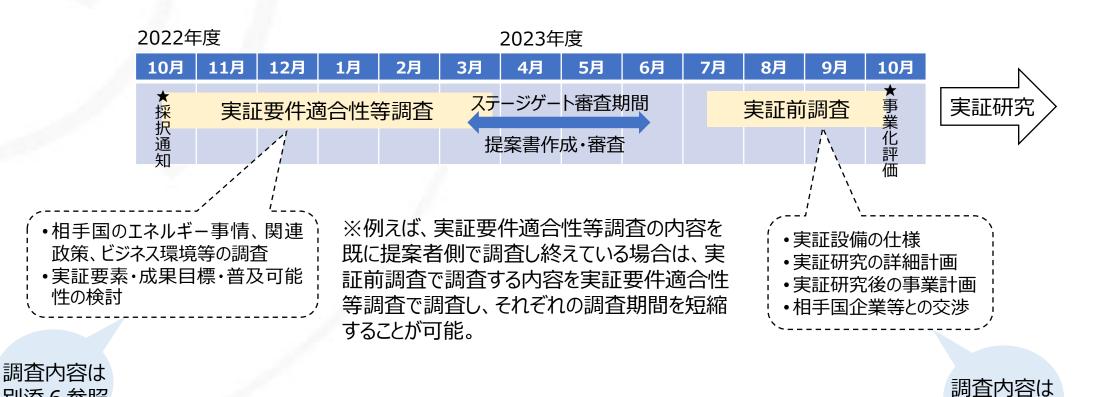


別添6参照

### 実証研究までの最短スケジュール



### 採択から実証研究開始まで、最短で1年間程度で可能。



別添7参照



# 各事業フェーズの予算規模、実施期間、負担経費



実証要件適合性等調査は委託事業、その後のフェーズは原則 助成事業 (助成率大企業:1/2、中小・ベンチャー企業:2/3) として実施。

 採択審査
 ① 実証要件 適合性等 調査
 ② 実証前 調査
 事業 化 評価 実証研究 実証研究 する場合)

(4) フォロー アップ (実施する場合)

進捗・流れ

	期間	1年以内	原則1年以内 半年延長可	原則3年以内	原則1年	NEDO負担経費	
予算規模	委託	1案件あたり原則 総額2000万円以 内 (※1)	-	ı	-	実証前調査以降は 主たる経費に限り 100%	
	助成	_	1案件あたり原則総 額4000万円以内 (※1)	1案件あたり原則総 額40億円以内	1案件あたり原則総 額2000万円以内 (※1)	機械装置等費、 労務費、その他経費、 委託費・共同研究費。 助成率 <b>(※2)</b> 大企業: 1/2 中小・ベンチャー企業: 2/3	

(※1)機械装置費等は対象外。(※2)大企業及び中小・ベンチャー企業の定義は公募要領を参照。



### 調查内容 (実証要件適合性等調查)



実証要件適合性等調査の調査内容(案)は以下のとおり(詳細は(別添6)仕様書ひな形を参照。正式には採択後に提示予定)また、実証前調査以降の実施内容は、別添7を参照。

- 1)対象国・地域のエネルギーや市場に関する基礎情報
- 2) 実証研究の対象技術
  - ① 対象技術の詳細
  - ② 実証研究で期待できる温室効果ガス削減効果(t-CO2/年)
- 3) 実証研究を通じて達成を目指す成果目標
  - ① 技術に関する成果目標
  - ② 政策・制度、標準・規格に関する成果目標
  - ③ その他成果目標
- 4) 実証研究の全体計画
  - ① 実証研究の内容
  - ② 相手国企業及び実証サイトの候補
  - ③ 実証研究の体制案
  - ④ 実証研究に必要な期間(スケジュール)案
  - ⑤ 実証研究に必要な予算案
  - ⑥ 実証研究を所管する相手国政府機関等の候補
  - ⑦ 実証研究中及び実証研究後の実証設備の取扱い

5) 実証研究の実施に必要な手続き

(別添6:仕様書ひな形 P.3~9)

- ① 許認可の種類と取得方法
- ② 適合が必要な標準・規格や認証制度
- ③ 輸送・通関手続き
- ④ 安全保障輸出管理(外為法)
- ⑤ 課される可能性がある税、申告・納付の手続き
- ⑥ 実証研究に不可欠な原材料、エネルギー、輸送インフラの確保
- ⑦ その他、必要と考えられる事項
- 6) 実証研究の実現を妨げる要因(リスク)
- 7)対象技術の普及可能性
  - ① 事業環境・事業戦略
- ② 事業体制
- ③ 事業の収益性
- ④ 目指す普及の姿
- ⑤ 普及実現を妨げる要因(リスク)
- 8)波及効果
  - ① 対象国・地域への波及効果
  - ② 日本への波及効果



#### 提案内容の要件



- (1) 顕著なエネルギー消費削減効果・石油燃料代替効果が期待できるもの。
- (2) 実証後、<u>国内外市場での普及が期待される技術</u>であること。または、制度的に先行している海外のエネルギー市場での実証を通じて、日本への成果還元が期待できること。
- (3)提案者が過去実施した事業と比べて、技術又はその使用形態に十分な差異があり、かつ実用化に向けた技術的課題が明確であること(課題がない製品・設備の導入補助事業ではない)。または、実証を行う地域特有の運用上の課題が明確であること(日本では確立された技術でも、異なる現地環境下での運用に技術的リスクがあるものは可)。
- (4)右の「12の技術分野」のいずれかに当てはまるもの。

#### 対象技術分野

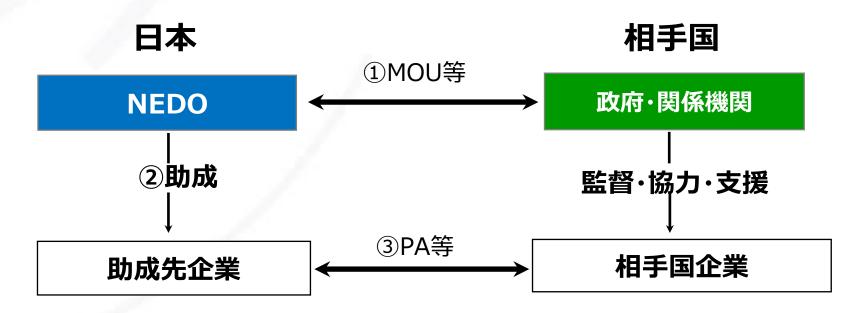
- ① 電力系統監視・安定化技術
- ② 分散型エネルギーシステムの構築及び調整力向上に資する 技術
- ③ 余剰電力のエネルギー変換技術
- ④ 電化の拡大に資する技術
- ⑤ 低コストな水素関連技術(水素製造、輸送・貯蔵、利用)
- ⑥ メタネーション等、削減・代替効果が期待できるカーボンリサイ クル関連技術
- ⑦ 持続可能なバイオ燃料・合成燃料生産技術
- ⑧ ビッグデータ、AI、分散管理技術等を用いたスマートシティ関連技術
- ⑨ 運輸分野のエネルギー転換・脱炭素化に資する技術
- ⑩ IoT・AI等を活用した産業・業務・家庭分野におけるエネルギー効率化技術
- ⑪ 従来型ではない先進的な再工ネ技術
- ② その他、エネルギー転換・脱炭素化に貢献する技術



### 実証研究における協力体制



- ① 助成先企業は、相手国企業との間で契約文書(以下、PA (Project Agreement)等)を締結し、実証研究の実施に 係る詳細や権利義務関係を規定する。
- ② NEDOは、相手国政府機関と合意文書(以下、MOU (Memorandum of Understanding)等)を締結し、実証研究の実施及び普及のために必要な相手国政府機関の協力事項を規定する。
- ③ 助成先企業とNEDOの関係は、助成金交付規程に基づき規定される。(委託の場合は、委託契約を締結)





### 対象国·地域





#### **、新型コロナウィルス感染症に関する緊急情報**

#### 斯型コロナウイルス感染症に関する重要なお知らせ

- ♠ 日本における新型コロナウイルスに関する水際対策強化(新たな措置)
- 各国に対する感染症療験情報の発出(レベルの引き上げ又は維持)(2020年7月21日更新)
- 全世界に対する糸段情報の発出(新型コロナウイルスの感染拡大を受けての出国制限措置や航空便の運

#### 各国・地域における統計情報

国別比較グラフおよび各国・栽越等の情報 新型コロナウイルス感染症の感染状況



- - ただし、外務省海外安全情報の危険

べての国・地域。

情報(感染症危険情報は含まな

• 対象国・地域は本邦域外におけるす

- い) において、<u>レベル2 (不要不急の</u> 渡航は止めてください)以上に指定さ
- れている国・地域は除く。

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

押しくはこちらう



### 実証要件適合性等調査の期間





- 実証要件適合性等調査の期間については、ステージゲート審査(SG審査)の時期によって、以下のいずれかから選択。 (調査期間は、最長で2023年9月末まで)
  - ①2023年度上期のステージゲート審査に申請する場合

NEDOが指定する日から2023年3月末まで

②2023年度下期のステージゲート審査に申請する場合

NEDOが指定する日から2023年9月末まで







応募する事業者は、公募要領に示された応募要件(①から⑥まで)並びに「基本計画」及び「実施方針」に示された内容を満たす、単独又は複数の企業等であることが必要。なお、複数で提案する場合は、実証研究の全体を取り纏める幹事法人を定めるとともに、各者の責任と役割を明確にすること。なお、再委託・共同実施は、合理的な理由があるとNEDOが認めた場合のみ可能。

- ① 当該又は関連する技術についての研究開発、調査又は事業の実績を有し、かつ、実証研究の目標の達成並びに 業務(調査、実証研究)及び事業計画の遂行に必要となる組織、人員等を有していること。なお、当該技術を 有していないコンサルタント業務等の役割を担う事業者のみの提案は、本条件を満たしていないものと見なす。
- ②業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等についての十分な管理能力を有していること。
- ③ 交付規程に基づき、適切に業務を遂行できる体制を有していること。
- ④ 日本法人(登記法人)であること。ただし、次ページの条件を満たした場合は、外国法人と共同で応募できる。
- ⑤ 応募者(応募者が複数の場合は少なくとも1者)が、
  - I. 「実証研究」に必要な技術を有すること。
  - II.「実証研究」に係る企業化(ビジネス展開)の構想を有すること。
  - III.「実証研究」の遂行及びその後の企業化ができる財務状況にあること又は資金調達力を有すること。
- ⑥複数の企業等が共同して応募する場合は、事業化に向けた各企業等間の責任と役割が明確化されていること。

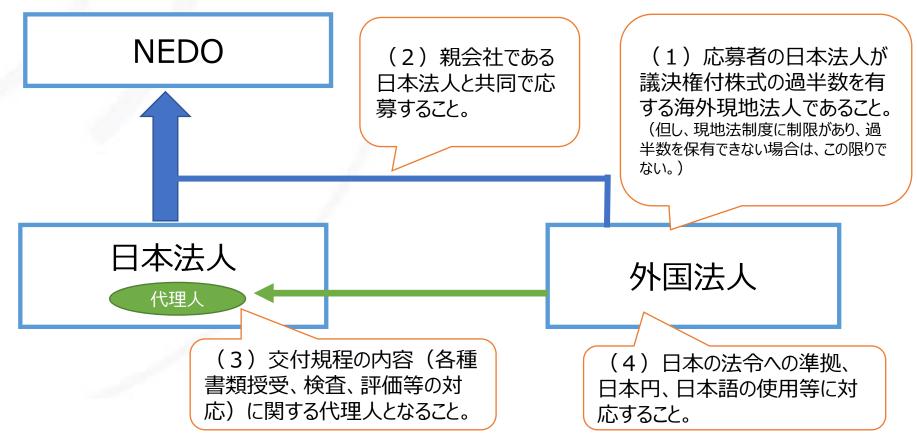


### 外国法人(海外現地法人)の応募要件



● 現地で企業化(ビジネス展開)をするためには、現地法人との連携が重要であることから、4つの要件を全て満たす場合は、日本法人とその海外現地法人が共同で応募することができる。

【外国法人の応募要件(1)~(4)】(概要)



※共同で応募しなくとも、委託・共同研究先や外注先として実施体制に組み込むことも可能です。



### 実施体制の変更

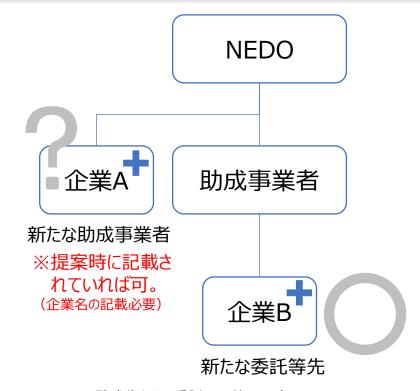
(公募要領 P.26)



- 事業実施途中における実施体制の変更の考え方は、以下のとおり。体制変更の可能性がある場合は、提案段階で体制を追加する旨を記載しておくこと。
- 実証研究の実施体制は公募提案時に提示されたものを原則とする。提案内容のメインとなる部分について、原則途中で新たな助成事業者を加えることは認めない。(企業A)

公募時に体制追加について記載があれば体制の追加は可能。実証調査以降で新たに体制に追加することが提案時点で分かっている場合には、その旨を提案書に明記すること。

- ただし、<u>提案内容の一部分について助成事業者からの委託等※1として企業を実施体制に追加することは、以下を条件に可能。</u>(企業B)
  - 助成事業者から委託等をすることの合理的な理由があること
  - 委託等される業務を履行する能力等があること
  - 外部有識者の審議等により適切と認められること
  - 助成事業者からの委託等費は、助成対象費用の額の50%未満であること
- なお、技術実証要素がない場合には、その内容が適切と判断されれば、外注先として追加することが可能(ただし、相見積が必要)。
- 当初の実施体制から助成事業者等※2が抜けることは、実証研究への影響を踏まえて適切と 判断される場合には可能。



- ※1 助成先からの委託又は共同研究。
- ※2 助成先、助成先からの委託先及び共同研究先並び に外注先。

体制変更を予定している場合は、是非事前にNEDO公募事務局へご相談ください。



### 提出期限及び提出先



公募要領に従って提案書を作成し、その他提出書類とともに 以下 の提出期限までに アップロードを完了させてください。 なお、持参、 郵送、ファックス又は電子メールによる提出は受け付けません。

#### (1)提出期限

#### 2022年8月18日(木)正午アップロード完了

※期限までアップロードが完了しなかった提案書は、いかなる理由であろうとも無効とします。また、書類に不備がある場合は審査対象になりません。

#### (2) 提出先 ウェブ 入力フォーム

https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/3pbaslx6215f

#### 「エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業/実証要件適合性等調査」2022年度第2回公 募 応募用WEB入カフォーム

必要情報の入力及び提案書類等のアップロードを行って下さい。なお、他の方法(持参、郵送、FAX・メール等)による応募は受け付けません。

提出期限:2022年8月18日(木)正午(日本時間)

- ※ 必須項目が入力されていないと受付登録できません。
- 《登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後に受付番号が表示されるまでを、受付期間内に完了させてください。入力・アップロ
- ド等の操作の途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- ※ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ※ アップロードするファイルは公募要領に従ってください。

また本事業の広報の参考にさせていただきたく、アンケートへのご協力もお願いいたします。

以下のような機種依存文字は、入力禁止文字になりますので、各項目に入力の際はご注意ください。

#### 123456789111121314131617181121 (丸囲みの数字)

I II II IV V VI VII VII IX X i ii iii iv v vi vii vii ix x (ローマ数字)

n cm km ma ka cc st ま い な か た た ぬ 以 ツ 担 5. か 佐 (単位)

No. Tel No. KK. Tel ② ● ⑤ ② ⑥ 傑 侑 代 職 紅 勵 轼 ≡ ∑ ʃ (省略文字)

纏 鏵 蓜 炻 棈 兊 夋 奛 奣 實 﨑 潷 咊 咩 哿 喆 巠 垻 拱 埈(拡張文字)

アイウェオカキクケコサシスセソタチツテトナニヌネノハヒフへ木マミムメモヤニヨラリルルロワオンアイウェオヤュョッ。「」、・-゜\*(半角カタカナ、記号)

¥ & / : \* ? " ' < > | ^ [ ] { } (半角記号、改行などの制御文字)

①提案事業名(日本語) (必須)	調査テーマ名
②提案事業名(英語) (必須)	調査テーマ名
③提案方式 (必須)	単独提案又は共同提案を選択。なお単独提案を選択すると⑨〜⑳の項目は表示されません。 ○ 単独提案 ○ 共同提案
④幹事法人名称(日本語) (必須)	
⑤幹事法人名称(英語) (必須)	
O PARTY I ARREST COMME	姓と名の間にスペース必要



### 提出書類及び留意事項



#### 提出書類

- 提案書(別添1-1)・事業概要書(別添1-2) PDF形式
   ※「事業概要書・提案書」の順番で1つのPDFファイルにまとめること。
- 事業概要書(別添1-2)パワーポイント形式
- ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況 PDF形式
- ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定証書のコピー PDF形式
- 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票及び対応エビデンス PDF形式
- 会社案内 PDF形式
- 直近の事業報告書 PDF形式
- 直近3年分の財務諸表 PDF形式
  - ※3年分の財務諸表をまとめて1つのPDFファイルにすること。
- 最新の代表者事項証明書の写し(共同提案の場合は全提案者分。履歴事項証明書、現在事項証明書でも可) PDF形式
- NEDOが提示した契約書(案)(本公募用に特別に掲載しない場合は、標準契約書を指します)に合意することが提案の要件となりますが、契約書 (案)について疑義がある場合は、その内容を示す文書 PDF形式

- ▶ WEBフォーム②にアップロードするファイルは、PDF形式で1 ファイルのみ、②でアップロードするファイルは提出書類毎に 作成し、指定のファイル形式に変換の上一つのzipファイルにまとめてください。
- ▶ 提出時に受付番号を付与します。再提出は受付期間内であれば可能です。希望する場合は公募事務局までメールにて再提出希望の旨をご連絡ください。再提出用のウェブ入力フォームをご連絡いたします。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。提出された提案書を受理した際には幹事法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

#### 【留意事項】

- ■登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるため、受付期間内に完了させてください。
- 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了でき なかった場合は、受け付けません。
- ■通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。



### 委託先(実証要件適合性等調査)の選定 (公募要領 P.16)



#### (1) 審査の方法について

- 外部有識者による採択審査委員会とNEDO内に設置する契約・助成審査委員会の二段階で審査します。
- 採択審査委員会では、採択審査委員が提案書の内容について審査し、本事業の目的の達成に有効と認められる委託事業者候補を選定します。
- 契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に 実施者を決定します。
- 必要に応じてヒアリングまたは資料の追加等をお願いする場合があります。
- 特に採択審査委員会では、審査委員の前で短時間の発表と質疑応答をお願いする場合があります。<u>複数の</u>企業等が共同で提案する場合は、原則、全ての提案者に出席していただきますので、日程の調整にご協力を お願いいたします。(採択審査委員会は、9月下旬を予定しています。)
- 委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ ご了承ください。



# 委託先(実証要件適合性等調査)の選定





#### (2) 審査基準

項目				
	調査の目的			
	調査の実施者(提案者)			
	実証技術の主目的			
要件審査	実証研究後の目標			
	明確な課題			
	実証技術			
	提案者の財務状況			
	重複			
ワーク・ライフ・バラ ンス等推進に関す るもの	ワーク・ライフ・バランス等推進企業に 関する認定等の状況			

項目					
実証要件適合性 等調査の調査計	調査計画の妥当性 調査体制の妥当性				
画・体制等の妥当 性	調査の必要経費の妥当性				
	国・地域の妥当性				
	対象技術の妥当性				
	実証研究の成果目標の具体性				
	実証研究の全体計画の妥当性				
実証研究候補とし ての妥当性	実証研究を実施するうえで必要な手続きの網 羅性				
しの女当は	実証研究の実現を妨げる要因(リスク) とその 対策の妥当性				
	実証研究後のビジネスモデルの妥当性				
	対象国・地域又は日本への波及効果の可能性				



### 国際実証におけるリスクマネジメント



- 国際実証は、日本と異なる法律、商慣習、言語、文化の中で事業を行うため、国内の研究開発にはないリスクを多く抱える。
- NEDOはこれまでの経験を元に、事業者がこれらのリスクを適切に対処するための参考資料としてリスクマネジメントガイドラインをまとめた。
- 採択された事業者は、次頁に示す各項目について、Step1から4(下記)までをリスク管理シートに記載し、実証研究のリスクマネジメントに活用していただくとともに、同シートはステージゲート審査と事業化評価の審査対象資料の一つとして提出する。

参考: https://www.nedo.go.jp/activities/ZZJP\_100133.html

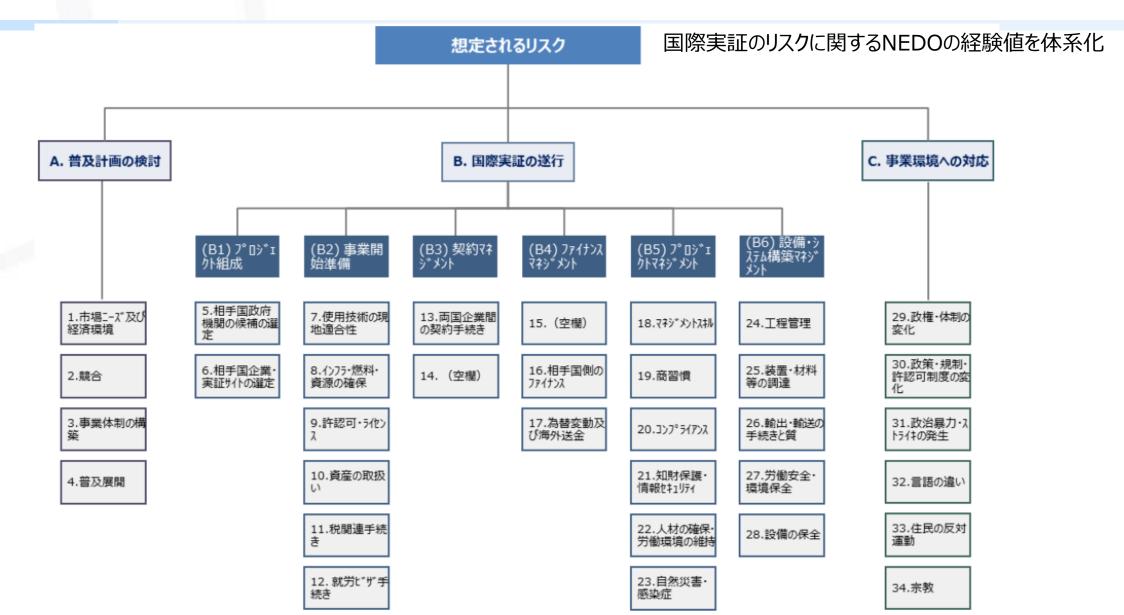
リスク対応計画を監視・ 実行するプロセス。日々の マネジメントにおいて、対 応計画を必要に応じて見 直す。 Paco Manuferaced - 40-801111 国際実証におけるリスクマネジメントガイドライン
2019 年4月947、第2章

リスク対応計画(未然予防・拡大防止・回避等) を具体的に検討。 特定されたリスクの事業への影響の大きさの 観点からリスクを分析評価。



# 国際実証におけるリスクマネジメント







### 留意事項



#### ① NEDOと事業者の役割

#### 各フェーズ共通

NEDOは、政府予算の適正な執行のために必要な事業の管理、実施方法に係る助言、関連事業の情報提供及び相手国政府等とのMOUの締結等を行う。事業者は、事業の具体的な方法、手段、手順(相手国企業との調整及びPAの締結、現地における税制対応及び許認可取得、実証機器の製造・輸送・設置、実証運転並びに普及活動を含む)の検討とその実施を主体的に担う。

#### ② MOU及び相手国企業とのPAの締結

#### 実証前調査~実証研究

NEDOと相手国政府機関等との間でMOUを締結し、事業者と相手国企業との間でPAを締結することが、実証研究を開始するための条件となる。どちらか一方が締結できない場合は、たとえ事業化評価で実証研究へ進むことが決まっても、実証研究を開始することはできない。

NEDOは、相手国政府機関等(締結先候補又は締結先)との協議に最大限努めるが、相手国政府機関等に起因する MOUの締結時期の遅れ若しくは不成立又は合意内容の相手国政府機関等による不履行若しくは不遵守について一切責任 を負わない旨、公募要領で記載。

#### ③ 機器・システムの発注・製造

#### 実証研究

事業者は、実証研究において最初に機器の発注・製造に取り掛かる前に、事業中止に繋がりかねないリスクとその対応状況について確認し、機器の発注・製造への着手についてNEDOの了解を得る必要がある。

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構



### 留意事項



#### ④ 取得財産の所有権

実証研究

助成事業で取得した機械装置等(取得財産)の所有権は、<u>助成先に帰属</u>する。よって、関税などの一部を除き、税に関しては、原則、事業者の負担となることから、事業者の責任で現地の税制度等を十分に調査するよう助言し、実証研究に支障が生じないによう努める。

#### ⑤ 収益控除

実証研究

電力・燃料等の有価物が副生物として発生する、ユーザー評価のためにサンプルとして提供する等して、助成事業者に収入が生じる場合、その収入額を助成金額から控除する。

#### ⑥ 取得財産等の使用・管理状況報告書の提出

助成期間終了後

助成先は、処分を制限された取得財産について、毎年度、取得財産等の使用・管理状況報告書を提出する必要がある。

#### ⑦ 企業化状況報告書の提出

助成期間終了後

助成先は、助成事業完了後も企業化に努め、5年後まで毎年度、企業化状況報告書を提出する必要がある。

#### ⑧ 収益納付

助成期間終了後

企業化等により収益が生じたと認められたときは、助成先は助成金の全部又は一部に相当する金額を納付する必要がある。



### 取得財産の所有権と処分制限



- 1)助成事業で取得した機械装置等(取得財産)の所有権は、助成先に帰属。
- 2)助成金を適正に執行する観点から、助成期間終了後も、
  - ①取得価格が単価50万円以上(消費税抜)の財産について、
  - ②財産の取得年月日から耐用年数期間(※)は、 助成金の交付目的に沿って使用(=「目的内使用」)する必要がある。
- (※) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)において、耐用年数を「処分制限期間」と読み替えて適用する。なお、助成先は、耐用年数を助成先の固定資産台帳等と整合させること。

(参考) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の別表

○**別表第1:「機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表」**(建物、建物附属設備、構築物、車両及び運搬具、等)

○**別表第2:「機械及び装置の耐用年数表」**(鉄鋼業用設備、電気業用設備、ガス業用設備、熱供給業用設備、通信業用設備、等)

○別表第3:「無形減価償却資産の耐用年数表」(ダム使用権、特許権、熱供給施設利用権、等)

○別表第4:「生物の耐用年数表」 (牛、馬、豚、等)

○別表第5:「公害防止用減価償却資産の耐用年数表」(構築物、機械及び装置)

○**別表第6:「開発研究用減価償却資産の耐用年数表」**(建物および建物附属設備、構築物、機械及び

装置、ソフトウェア、等)

例)

「建物附属設備」の「電気設備」の「蓄電池電源設備」は6年。

「電気業用設備」の「内燃力又はガスタービン発電設備」は15年。

「機械及び装置」の「その他のもの」は4年。

必ず最新版で確認してください。



#### 目的内•目的外使用



#### <重要>

● NEDO助成期間終了後であっても、取得財産の処分制限期間(=耐用年数期間)が満了するまでの間、助成先は当該取得財産を助成金の交付目的に沿って使用する必要がある。

=目的内使用

- 助成先が<u>処分制限期間内に取得財産の処分</u> (譲渡、交換、貸し付け、担保、 商用利用など)を希望する場合には、事前にNEDOの承認を得る必要がある。
- 助成金の交付目的に反した処分の場合は目的外使用として、一定の額をNEDOに返納する必要がある。

=目的外使用

#### 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)

#### (財産の処分の制限)

第二十二条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。 ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

※「各省各庁の長」は「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の理事長」と読み替える。

#### 補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて(経済産業省)

https://www.meti.go.jp/information 2/publicoffer/org daijin kaikei2.html

※「大臣」は「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の理事長」と読み替える。



### 助成事業における実証研究終了後の取得財産の取扱い



#### 処分制限期間(耐用年数期間)内に想定される取得財産の使用方法(NEDO事業終了後)の例

財産の保有者(所有権)			実証を継続するために使用※1	任意の使用	
	自ら 使用		<b>目的内使用</b> →財産処分に当たらず返納不要。	<b>目的外使用</b> で財産処分とみなす →残存簿価額×助成率で返納	
助成先	相手国企業	無償	(ただし、実証研究中に使用していなかった相手に無償貸付を行う場合は、以下の財産処分の扱いと同様とし、再処分条件 <sup>※2</sup> を付した上で、納付条件を付さない。)	<b>目的外使用</b> で財産処分とみなす →残存簿価額×助成率で返納	
	・機関に貸付	有償	<b>目的外使用</b> で財産処分とみなす →実証を継続するために使用すると NEDOの承認を受けた場合は、再処分 条件*2を付した上で、財産処分の納付	<b>目的外使用</b> で財産処分とみなす →貸付額 <sup>※4</sup> ×助成率で返納	
相手国企業	有償譲渡		<u>条件を付さない*3。</u> なお、助成事業者は、 貸付・譲渡後も、交付規程第15条及び	<b>目的外使用</b> で財産処分とみなす →譲渡額 <sup>※4</sup> ×助成率で返納	
•機関	無償譲渡		第16条を遵守すること。	<b>目的外使用</b> で財産処分とみなす →残存簿価額×助成率で返納	

- ※1 実証研究と同様の目的で取得財産を使用する場合で、それをNEDOが認めた場合は、その過程における収入の有無を問わず継続使用とみなす。
- ※2 処分制限期間中に再び財産処分を行う場合には、交付規程に基づきNEDOの承認を得ること。
- ※3 財産処分の納付条件とは、助成事業者が処分制限財産を処分しようとする場合に、NEDOの承認を予め得た上で、当該財産の残存簿価相当額若しくは譲渡額又は貸付額に 助成割合を乗じた金額をNEDOに納付すること。なお、有償貸付け・譲渡による収入は、別途収益納付の算定対象となる。
- ※4 残存簿価相当額又は鑑定評価を行った場合の鑑定評価額に比して著しく低価である場合において、合理的な理由があると認められない時は、残存簿価相当額又は鑑定評価額。



### 収益納付



- (助成事業の事務処理マニュアル X II, 助成事業終了後の手続等)
- 助成先は、助成事業終了の翌年度以降 5 年間、「企業化状況報告書」をNEDOへ提出する必要がある。
- 本報告書により、助成先に<u>助成事業に基づく収益</u>があったとNEDOが認めた場合には、助成先は、NEDOの 求めに応じ、収益の一部を納付する(ただし、助成金の確定額が上限)。

#### 1. 算出式

- ●収益納付額=「助成事業に係る当該年度収益額※1」×「助成金寄与度※2」
- ※1「助成事業に係る当該年度収益額」=営業利益×(助成事業対象部分売上/売上高)
  - ←算定に当たって根拠となる資料(助成事業に係る売上明細、損益計算書、その他算定に必要な資料)を添付。 助成事業に係る収益を含む最小単位の損益計算書から算出。

例えば、当該プロジェクト、事業部門、地域単位、等。

- ※2「助成金寄与度」= (助成金確定額の1/5) /各年度に要したコスト (注1)
  - (注1) (事業終了後の各年度の売上原価・販管費)×(助成事業対象部分売上/売上高)+助成期間中の自己負担額の1/5+助成金確定額の1/5。
    - **←上記(単年度生産ベース)が基本だが、累積投資ベース(助成金確定額/助成対象費用 (注2) )も可。**
  - (注2)助成期間の助成対象費用に助成期間終了後における追加投資費用を毎年度加算。追加投資費用についてはエ ビデンスを求める。





#### 2. その他留意事項

- **収益が少額の場合:** 助成事業に係る当該年度収益額が、単年度換算(÷5)をした助成金確定額の1%に満たない場合は、収益納付の対象外。
- 中小企業の特例:助成先がNEDO助成事業における中小企業の定義に該当する場合は、経常収支が赤字となることを理由に本年度納付額の全部又は一部の納付を猶予することが可能(免除ではない)。その場合、事前に納付猶予申請書をNEDOへ提出してもらい、NEDOが承認する必要がある。

#### 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)

(補助金等の交付の条件)

第七条

(略)

2 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。

※「各省各庁の長」は「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の理事長」と読み替える。

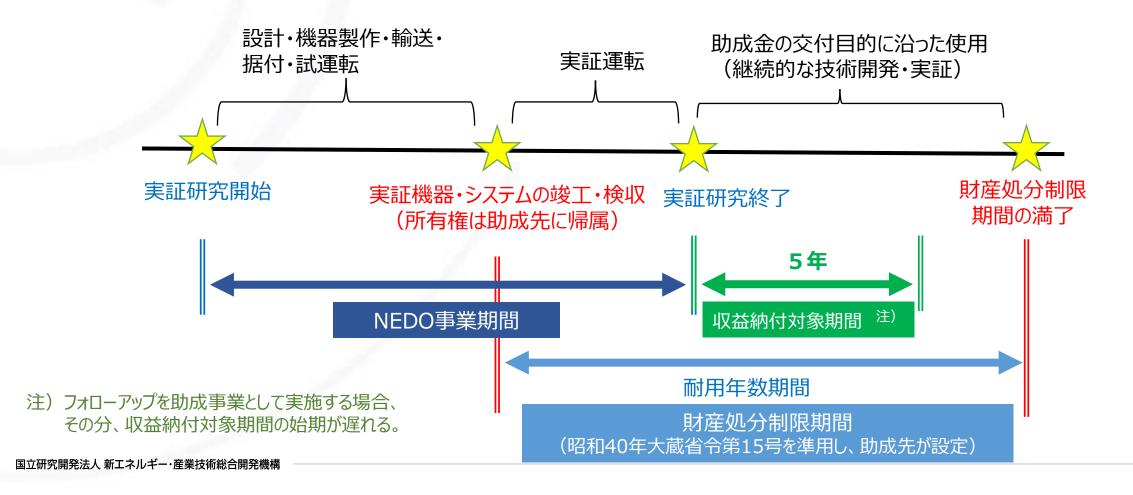


# NEDO事業期間、財産処分制限期間、収益納付対象期間の関係



「助成事業の事務処理マニュアル XⅡ,助成事業終了後の手続等)

NEDO事業期間、取得財産の処分制限期間(取得日から耐用年数)及び収益納付対象期間(事業終了の翌年度以降5年間)の関係は以下のとおり。

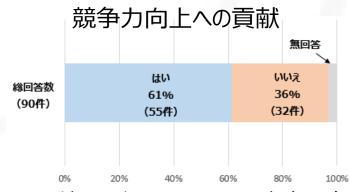




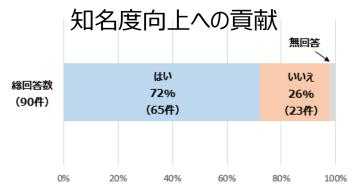
### 海外実証の効果



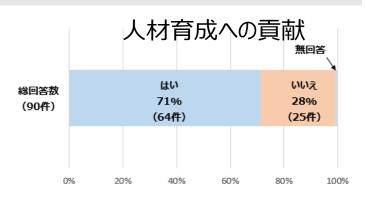
2020年度に実証終了事業者を対象に実施した追跡調査では、実証終了後から7年目までの事業において、実証の成果を複数件以上普及した事業の割合は52%(13件/25件)。また、具体的な普及という形だけではなく、競争力・知名度の向上や人材育成にも貢献できている。



- 現地での必要なスペックを実際に確認でき、現地に則した機器構成による技術競争力を高めることができた。
- 対象国で求められる標準通信仕様に 沿って開発したため、実証後すぐに市場に 参入できた。
- 実証結果により、サイト国内製品、欧米 企業製品との差別化を明確にアピールで きた。



- 政府同士の会合で実績として紹介される など、知名度は向上した。
- ・ 首脳会談でも取り上げられ本活動について評価された。
- 機関紙への投稿や社外講演会での発表 を行い、海外・国内の複数企業から問合 せ・引合いがある。



- 不確実な状況や様々な価値観が存在する環境においても適応し、成果を出せる人材を育成することができた。
- 海外企業とのコミュニケーションを日常的に行うことにより、システムの導入から運用保守までグローバルに一貫して対応できる人材を育成することができた。

(出典:2020年度「エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業」追跡調査結果)



### 今後のスケジュール



2022年 7月11日(月) : 公募開始

7月14日(木): 公募説明会(オンライン開催)

8月18日(木)正午: 公募締切

9月下旬(予定) : 採択審查委員会

(外部有識者による審査)

10月中旬(予定) : 契約・助成審查委員会

10月下旬(予定): 委託先決定・NEDOウェブサイト公表

11月頃(予定) : 契約締結

2023年 6月頃(予定) : ステージゲート審査委員会

11月頃(予定): ステージゲート審査委員会





#### ■体制

Q:幹事法人がDeveloper、共同提案者をEPC(請負契約業務)とする場合、幹事法人と共同提案者の間で契約を締結する必要はあるか?

A:いいえ。共同提案であれば、それぞれがNEDOに交付申請し、NEDOはそれぞれに交付決定するため、NEDOからの支払いもそれぞれに直接振り込むことになります。なお、共同提案者が実施する業務がEPC(請負契約業務)であれば、研究開発要素がないため外注扱いとなることにご注意ください。

Q:技術を持たない企業が技術を持つ企業と共同で提案することはできるか?あるいは、技術を持つ企業のみが提案できるのか? 技術を持たない企業が提案者(助成事業者)で、技術を持つ企業に委託するなどの体制も可能か?

A:共同で提案することはできますが、技術を持たない企業の役割を明確にしていただく必要があります。また、本事業の目的は実証の対象となる技術を普及させることにあるので、なぜそのような体制で普及させることができるのか、審査されます。なお、助成先からの委託については、原則、助成対象費用の総額の50%未満です。

Q:提案書の別紙2「調査の体制」に記載した業務実施者を採択後に変更(主に追加)することは可能か?

A:いいえ。提案書を審査して採択いたしますので、基本的にはできません。

Q:公募要領の8ページに、中小企業の定義があるが、ジョイントベンチャーを組む場合は、構成員の2/3以上が中小企業者であれば、共同体としても中小企業という扱いになるか?

A:いいえ。共同提案であっても、経費の計上は提案者ごとに行います。従い、提案者ごとに補助率を判断することになります。





■外注、再委託、共同研究

Q:実証研究で、図面作成等を海外グループ会社に外注することを考えているが、外注先の選定において制約はあるか?

A:助成先が定めた規定に基づいて選定しますが、1契約が200万円以上(消費税込み)の場合は、助成先の規定にかかわらず、競争原理を用いた2者以上の相見積もり(見積もり競争)を原則とします。ただし、外注費は、あくまで技術開発要素のない部分を外注・請負契約で発注する経費のことですので、何の図面作成かにもよりますが、そもそも外注費が使えるか確認が必要です。詳細は、補助・助成事業のマニュアル(以下URL)ご確認ください。

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo josei manual manual.html

Q:実証要件適合性等調査の一部の調査項目について外部コンサルを起用する事は「再委託」に当たるか?

A:調査内容によります。委託業務事務処理マニュアル(以下URL)で再委託と外注のどちらが適切か確認して頂き、それでも迷う場合はご相談ください。

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html





Q:実証要件適合性等調査で再委託する場合、再委託できる金額の上限はあるか?

A:はい。原則、委託先との契約金総額の50%未満となっています。

Q:実証前調査と実証研究(いずれも助成事業)において委託先・共同研究先として企業を追加する場合、その条件として「外部の事業等により適切と認められること」とあるが、事前の相談や手続きは必要か?

A:外部有識者の審議とは、実証要件適合性等調査の提案書を審査することを指しています。提案書の「2.事業化に向けた実証研究の計画」の「(4)実証研究の計画」の実施体制で、理由を含めて詳細を記載してください。提案書を作成する上で不明な点があれば、相談は随時受け付けています。

Q:実証要件適合性等調査の段階で、簡易な試験等を現地で実施することは可能か?また、実証要件適合性等調査において、 大学が所有する試験設備を使用して簡易な試験をすることは、外注費で認められるか?

A:調査委託契約の経費の対象になるもので、NEDOが提示する実証要件適合性等調査の仕様書に記載されていれば可能です。





■提出書類

Q:提案書のアップロードに際して、事前の登録・準備などはあるか?

A: ありません。

Q:提出書類に関しては全て日本語のみか?

A:日本語のみです。なお、英文等、日本語以外の書類を提出する場合は、日本語訳を求めております。

Q:公募要領の14ページに提出書類の一覧があるが、「直近の事業報告書」の様式はあるか?

A:いいえ。提案者が会社法に則り作成されている事業報告書を提出してください。





#### ■契約、交付申請

Q:NEDOと企業との契約内容のひな形は公開されているか?

A:はい。NEDOホームページで公開しています。実証要件適合性等調査は委託事業、実証前調査と実証研究は助成事業として実施しますので、委託契約のひな形(調査委託契約)と補助金の交付申請等の様式(国際実証研究費助成金交付規程)をご確認ください。

Q:本事業は技術的に新規性があるものが重視されると理解しているので、例えば最新のモジュールを利用した陸上太陽光発電や、 最新のタービン技術を利用した陸上風力発電などで応募することは相応しいか?

A:両者とも、技術的に何らかの課題があり、現地に導入して実際に運転し、課題を解決する必要があれば対象となります。実用化に向けた技術的な課題が明確であることが重視されます。

Q:補助金を申請する企業が中小企業で、実証研究の自己資金相当額を大企業が負担した場合は、補助率は1/2となるのか?

A:「大企業が負担した場合」という意味が分からないので回答は困難ですが、例えば、実証研究に必要な資金をメガバンク(大企業)から借り入れるということであれば、補助率は2/3となります。また、大企業の負担する形態によっては、実証研究対象費から控除する場合もあります。

Q:実証要件適合性等調査が採択された後に、何らか想定外のことが発生し、調査の実施を断念することは可能か?

A:提案者の事情により断念することはやむを得ませんが、可能な限り事前にNEDOにご相談ください。





#### ■費用計上

Q:実証要件適合性調査の経費の積算ルールはあるか?

A:対象となる経費は調査委託契約約款(<a href="https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html">https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html</a>)の第5条、積算ルールは委託業務事務処理マニュアル(<a href="https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html">https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html</a>)に記載しています。

Q:プラントを建設する費用のみが補助の対象か?あるいはプラントの運転(実証)に係る電気代なども補助の対象となり得るか?

A:実証に必要な費用であれば補助の対象となります。なお、本事業は技術の経済性も含めた実証に対して補助を行うものであり、 建設費用のみを補助対象とすることはありません。

国際実証研究費助成金交付規程(https://www.nedo.go.jp/itaku-

gyomu/hojo josei koufukitei koufukitei.html) の第6条と補助・助成事業の事務処理マニュアル (https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo josei manual manual.html) に記載しています。

Q:相手国企業が実証研究で必要な費用を助成先企業に求めた場合は、補助の対象となるか?

A:原則なりませんが、助成先企業が必要な事項を相手国企業に求めた場合は、対象になる可能性もあるため、個別にご相談ください。





■副生物について

Q:実証研究で副生物を生産し、販売して収入を得る場合は、助成金額から控除するとあるが、この「副生物」は具体的に何を指しているか?

A:電気、熱等の有価物を指しています。なお、控除対象とするのは副生物の販売収入だけでなく、実証研究中に助成事業者に 生じた収入全てであることに注意が必要です。

Q:副生物を無償譲渡することは可能か?

A:前提条件によりますので個別にご相談ください。





■相手国との関係 (PA締結、MOU締結)

Q:NEDOと相手国政府で締結するMOUに関して、「相手国政府」は具体的にどういった省庁になるか?国によりケースバイケースとは思うが、複数省庁と締結予定か?その場合、締結にどの程度時間を要するか?

A:G to G(政府間)の協力関係によってエネルギー実証の意義を実現するため、MOU等締結先は相手国の中央省庁、地方自治体等の政府又は政府に準じる公的機関(基本的にどれか一つ)です。また、プロジェクトの性質によっては公社(国営・公営企業)も対象となり得ます。締結に要する期間は、相手国の事情により締結先が決まらないケースや、締結先の官僚制に起因して遅延するケースなどがありますが、通常は実証前調査の期間中に目処がつき、事業化評価を通過してから1ヶ月程度が目安となります。

Q:助成先企業と相手国企業の契約のひな形はあるか?

A:いいえ。ただし、採択された後、希望があればサンプルを示すことはできます。

Q:相手国の政府・関係機関とのMOUの内容を教えてもらうことは可能か?

A:個々に問い合わせて頂ければ対応いたします。





Q:「エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業(実証要件適合性等調査)」の公募について(本資料) の10ページの「実証研究における協力体制」を確定させるのはいつまでか?

A:実証研究に移行するまでに確定させる必要があります。つまり、実証要件適合性等調査と実証前調査で適切な体制を見極め、 事業化評価を受ける段階までに確定してください。ただし、事業化評価を通過しても、MOUとPAとを締結しなければ実証研究は 開始できません。

Q:相手国の政府・関係機関とのMOU締結交渉は誰が主体になって行うか?

A:実証前調査では事業者の役割として、MOU締結先候補を理由とともにNEDOに提示して頂きます。それ以降、MOU締結先候補にコンタクトし、交渉する際の実務的役割はケースバイケースです。

Q:相手国とのMOU締結の時期はどのフェーズになるか?

A: 事業化評価を通過したのちに締結します。

Q:助成先企業と海外相手国企業との間に資本関係がない場合、海外相手国企業への費用の負担率などはあるか?

A:いいえ。海外相手国企業へNEDOは助成いたしませんので特に負担率などはありません。





#### ■NEDOへの返納等

Q:補助金の申請に係る費用計上を終えた後、即ち補助金を受領し終えた段階で、実証設備を使用して売り上げを生んだ場合、 過去に受領していた補助金を返納する義務が発生するか?

A:はい。基本的には返納義務があります。費用計上を終えたのちであっても、実証研究中に収入があった場合には、実証研究費を 減額することになり、減額を反映したうえで補助金の精算が発生します。なお、実証研究中に売り上げが立ってしまうような事業 は、実証の必要がないものとして本事業の対象外となるか、採択審査の「明確な課題」などにおいて、低い評価になる可能性が あります。

Q:実証期間中に副生物の販売以外の方法で売り上げが発生した場合で、そのために使った費用をNEDOの補助対象にしていない場合でも、返納・補助金控除の義務はあるか?

A:実証研究を遂行する中で「収入」が発生する場合は、実証研究費用から当該収入を控除する必要があります。また、実証研究全体が補助対象なので、「売り上げを生むために使った費用をNEDOが補助していない」という事象は考えにくいです。なお、実証研究中に売り上げが立ってしまうような事業は、実証の必要がないものとして本事業の対象外となるか、採択審査の「明確な課題」などにおいて、低い評価になる可能性があります。





Q:NEDOから助成金を得て建設した設備を運転し、実証目的である生産物を、実証期間中に作ったと仮定。建設費用は補助対象とし、その運転費用を補助対象としない場合でも、生産物は実証事業の範囲内と判断されるか?即ち、建設が完了し、生産物を売って収入を上げた時点では、既に補助対象の費用の計上を終えていることになるが、上がった収入の分だけ「補助金の控除」を行う必要はあるか?

A: 実証研究は建設の補助ではなく、技術の実証を補助するものなので、ご想定のようなケースはないと考えます。

Q:助成事業終了の翌年度以降5年間を経過した後に発生する助成事業に基づく収益があった場合は収益納付の対象外との認識でよいか?

A:はい。「エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業(実証要件適合性等調査)」の公募について(本 資料)の29ページに記載のとおり、対象外です。





#### ■その他

Q: これまでの制度内容から変更された点はあるか? A: 2022年度第1回公募時から変更はありません。

Q:相手国の発電事業者に最終的に発電機(資産)の所有権を100%移譲することはできるか?

A:できますが、処分制限期間であれば、NEDOに一定の金額を納付していただく場合がありますので、補助・助成事業の事務処理マニュアル(<a href="https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\_josei\_manual\_manual.html">https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\_josei\_manual\_manual.html</a>) の172ページ以降と「エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業(実証要件適合性等調査)」の公募について(本資料)の26ページの記載をご確認ください。



### 問い合わせ先 (公募要領 P.27)



本件に関する内容及び契約に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせは、2022年8月12日(金)まで、下記宛電子メールで受け付けます。また、希望者に対しては、8月10日(水)までの面談も受け付けます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

(問い合わせ先)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 国際部 エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業 公募担当(横溝、山下、田村、近藤)

E-MAIL: international@ml.nedo.go.jp